



第三章

我が国の森林と国際的取組

森林の有する多面的機能を持続的に発揮していくためには、幅広い関係者が連携して間伐や伐採後の再造林等の森林整備を推進するとともに、保安林等の管理及び保全、治山対策、野生鳥獣被害対策等により森林を保全する必要がある。また、森林については持続可能な森林経営の推進や地球温暖化対策等が、国際的課題として取り組まれている。

本章では、森林の整備・保全の基本方針、森林整備の動向、森林保全の動向及び国際的な取組について記述する。

1. 森林の整備・保全の基本方針

森林の多面的機能を持続的に発揮させるためには、森林を適正に整備し、保全することが重要であり、我が国では国、都道府県、市町村による森林計画制度の下で推進されている。

以下では、森林の整備及び保全の基本方針となる「森林・林業基本計画」、「全国森林計画」、「地域森林計画」、「市町村森林整備計画」等について記述する。
（「森林・林業基本計画」で森林・林業施策の基本的な方向を明示）

政府は「森林・林業基本法」に基づき、森林及び林業に関する施策の基本的な方向を明らかにするため、「森林・林業基本計画」を作成し、おおむね5年ごとに見直すこととされている。直近では平成23（2011）年7月に変更が行われた。

現行の基本計画は、森林・林業の再生に向けて、適切な森林施業の確保、施業集約化の推進、路網の整備、人材の育成等の取組を推進するとともに、地球温暖化対策、生物多様性保全への対応、山村の振興等を推進することとしている。また、東日本大震災からの復興に向けて、海岸部の保安林の再生、住宅及び公共施設の再建に必要な木材の安定供給、木質バイオマス資源の活用による環境負荷の少ない新しいまちづくりへの貢献を推進することとしている。

さらに同計画では、森林の整備及び保全や林

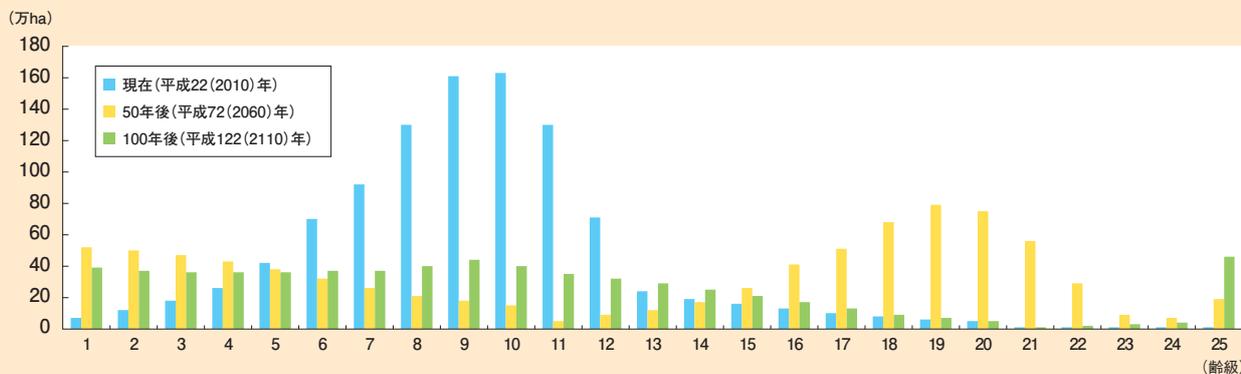
業・木材産業等の事業活動等の指針とするため、「森林の有する多面的機能の発揮」と「林産物の供給及び利用」の目標を設定している。「森林の有する多面的機能の発揮」の目標としては、5年後、10年後及び20年後の目標とする森林の状態を提示している（資料Ⅲ－1）。また、目標の策定に当たっては、将来的に均衡がとれた人工林の齢級構成となるように配慮した（資料Ⅲ－2）。「林産物の供給及び利用」の目標としては、10年後の総需要量を7,800万 m^3 と見通した上で、路網整備の加速化、施業の集約化の集中的な実施、搬出間伐の促進等により、国産材の供給量及び利用量の目標を3,900万 m^3 （国産材割

資料Ⅲ－1 「森林・林業基本計画」における森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

	平成22 (2010)年	目標とする森林の状態			(参考)指 向する森 林の状態
		平成27 (2015)年	平成32 (2020)年	平成42 (2030)年	
森林面積(万ha)					
育成単層林	1,030	1,030	1,020	1,000	660
育成複層林	100	120	140	200	680
天然生林	1,380	1,360	1,350	1,310	1,170
合 計	2,510	2,510	2,510	2,510	2,510
総蓄積(百万 m^3)	4,690	4,930	5,200	5,380	5,450
ha当たり蓄積 (m^3/ha)	187	196	207	214	217
総成長量 (百万 $\text{m}^3/\text{年}$)	74	68	61	55	54
ha当たり成長量 ($\text{m}^3/\text{ha年}$)	2.9	2.7	2.4	2.2	2.1

資料：農林水産省「森林・林業基本計画」（平成23（2011）年7月）

資料Ⅲ－2 将来(50年後、100年後)における齢級構成(イメージ)



注：人工林（育成単層林）の齢級構成について、指向する森林の状態である100年後、及び、途中経過である50年後の齢級構成を一定の条件の下で試算。

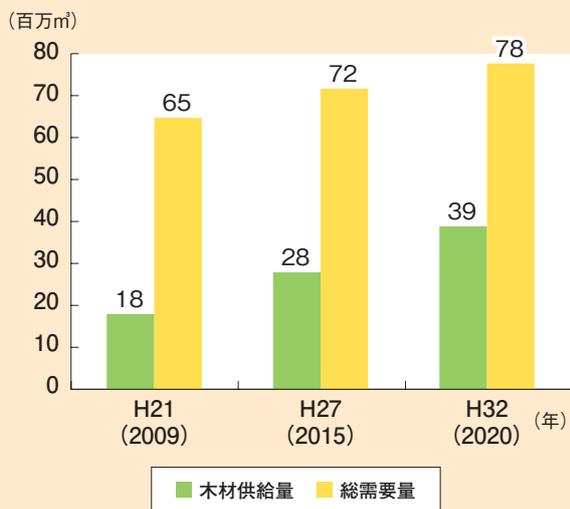
資料：林野庁「森林・林業基本計画に掲げる目標数値について(案)」（林政審議会(平成23（2011）年4月21日)資料4)

合50%)としている(資料Ⅲ-3)。

「全国森林計画」で森林の整備・保全のルールとガイドラインを提示

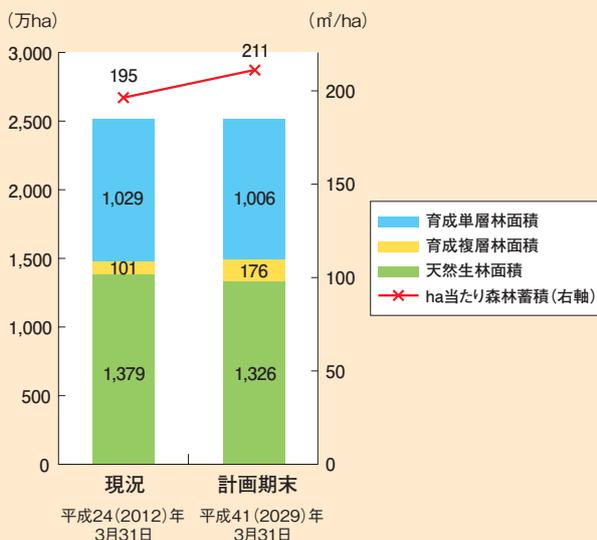
農林水産大臣は「森林法」に基づき、全国の森林を対象として、「森林・林業基本計画」に即した森林の整備及び保全の目標、伐採立木材積、造林面積等の計画量、施業の基準等を示す「全国森林計画」を、5年ごとに15年を一期として立てることとされている。

資料Ⅲ-3 「森林・林業基本計画」における木材供給量の目標と総需要量の見通し



資料：農林水産省「森林・林業基本計画」(平成23(2011)年7月)

資料Ⅲ-4 「全国森林計画」における森林の整備及び保全の目標



資料：農林水産省「全国森林計画」(平成25(2013)年10月)

平成23(2011)年7月には、「森林・林業基本計画」の見直しと併せて「全国森林計画」が変更され、森林の整備及び保全のルールとガイドラインを示すものと位置付けた上で、森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の基本方針を提示するとともに、伐採や造林等の基準や林道等の開設の考え方を明確化した。重視すべき機能に応じた森林の区分は、国が一律に定めることをやめて、地域主導により発揮を期待する機能ごとの区域を設定できるようにした。また、「森林・林業基本計画」の目標に即して、森林の整備及び保全の目標や計画量等を変更した。

平成25(2013)年10月には、平成26(2014)年度から平成41(2029)年度までを計画期間とする「全国森林計画」を策定した。同計画では、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」の一部改正や、事前防災・減災等の今後より重視していくべき事項に関する記述を追加した。また、「森林・林業基本計画」に示されている目標等に即しつつ、新たな計画期間に見合う計画量を設定した(資料Ⅲ-4、5)。

また、農林水産大臣は「森林法」に基づき、「全国森林計画」に掲げる森林の整備及び保全の目標の計画的かつ着実な達成に資するため、「全国森林計画」の作成と併せて、森林整備保全事業に関する計画として「森林整備保全事業計画」を策定すること

資料Ⅲ-5 「全国森林計画」における計画量

区分	計画量	
伐採立木材積(百万m³)	主伐	362
	間伐	438
	計	800
造林面積(千ha)	人工造林	944
	天然更新	889
林道開設量(千km)	90	
保安林面積(千ha)	12,952	
治山事業施行地区数(百地区)	342	
間伐面積(参考)(千ha)	7,281	

注1：計画期間(平成26(2014)年4月1日～平成41(2029)年3月31日)の数量。

2：治山事業施行地区数とは、治山事業を実施する箇所について、尾根や沢などの地形等により区分される森林の区域を単位としてとりまとめた上、計上したものである。

資料：農林水産省「全国森林計画」(平成25(2013)年10月)

とされている。平成25(2013)年度には、現行計画に定める成果指標の達成状況を検証しつつ、平成26(2014)年度から平成30(2018)年度までの5年間を計画期間とする次期計画の検討を行った。

〔「地域森林計画」・「市町村森林整備計画」で地域に即した森林整備を計画〕

都道府県知事と森林管理局長は「森林法」に基づき、全国158の森林計画区ごとに、「地域森林計画」と「国有林の地域別の森林計画」を作成することとされている。これらの計画では、「全国森林計画」に即しつつ、地域の特性を踏まえながら、森林の整備及び保全の目標並びに森林の区域(ゾーニング)及び伐採等の施業方法の考え方を提示している。

また、市町村長は「森林法」に基づき、「市町村森林整備計画」を立てることとされている。同計画は、地域の森林の整備等に関する長期の構想とその構想を実現するための規範を示したマスタープランであり、森林の施業や保護の規範を明示した上で、「全国森林計画」と「地域森林計画」で示された森林の機能の考え方等を踏まえながら、各市町村が主体的に設定した森林の取扱いの違いに基づく区域(ゾーニング)や路網の計画を図示している。

〔「農林水産業・地域の活力創造プラン」の策定〕

平成25(2013)年12月に農林水産業・地域の活力創造本部で取りまとめられた「農林水産業・地域の活力創造プラン」では、施策の展開方向として、森林・林業については新たな木材需要の創出と国産材の安定的・効率的な供給体制の構築により林業の成長産業化を実現するとともに、森林の整備及び保全等を通じた森林吸収源対策を推進し、また、多面的機能の維持及び向上により、美しく伝統ある山村を次世代に継承するとしている。具体的には、適切な森林の整備及び保全、鳥獣被害対策の強化、災害に強い森林づくり等を通じた「緑の国土強^{じん}靱化」並びに地域住民等による日常的な森林管理活動を推進するとしている。